

船舶事故等調査報告書

平成21年8月27日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2009横第63号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成21年2月11日 06時17分ごろ	
発生場所	東京都墨田川蔵前橋付近 (概位 北緯35°42.3' 東経139°47.1')	
事故等調査の経過	平成21年3月5日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報 船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等	<p>A 油送船 第三興雄丸、86トン 130274、有限会社豊興海運</p> <p>B 引船 つる丸、14トン 230-15983東京、隅田川工業株式会社</p> <p>C 土運船 東京26、33m なし、隅田川工業株式会社</p> <p>D 土運船 隅田丸32号、27m なし、隅田川工業株式会社</p>	
乗組員等に関する情報	<p>A 船長、四級海技士（航海）</p> <p>B 船長、一級小型船舶操縦士</p>	
死傷者等	なし	
損傷	<p>A 船首左舷側パイプフェンダ凹損、右舷船首ブルワーク曲損</p> <p>C 左舷前方角部に1mほどの凹損、防舷材脱落</p> <p>蔵前橋 アーチリブ部損傷</p>	
事故等の経過	<p>A船は、船長ほか2人が乗り組み、隅田川を荒川区町屋七丁目に向けて上航中、B船は、船長1人が乗り組み、C船、D船の順にえい航索をとって引船列（以下「B船引船列」という。）とし、新海面処分場Gブロックに向け下航中、平成21年2月11日06時17分ごろ、A船の左舷船首とB船がえい航中のC船の左舷船首とが衝突し、その後、A船右舷船首ブルワークが蔵前橋橋脚に衝突した。</p>	
分析	乗組員等の関与 船体・機関等の関与 気象・海象の関与 判明した事項の解析	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>A船は、蔵前橋の手前200m付近に差し掛かったとき、B船引船列の灯火を視認し、互いに行違いが困難な場所で行会うことから、機関を全速後進し、行きあしを止めようとしたが、船首が大きく右に回頭し蔵前橋の橋脚に衝突する態勢になったので、左舷一杯に転舵したところ、B船引船列に向かい、右舵をとったが、C船に衝突した可能性があると考えられる。</p> <p>A船は、隅田川を逆航する状況にあったが、東京</p>

	<p>都水上取締条例第 11 条の規定に反して、B 船引船列に進路を譲らなかった可能性があると考えられる。</p> <p>B 船は、蔵前橋手前で A 船を視認したことから、危険回避及びあおり波を緩和するつもりで減速した可能性があると考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、隅田川において A 船が上航中、B 船引船列が下航中、A 船が行きあしを止めるなどして、B 船引船列に進路を譲らなかったため、C 船に衝突したことにより発生した可能性があると考えられる。</p>
備考	<p>東京都水上取締条例（抄）</p> <p>第 11 条 船舶、舟、又はいかだの行違いの困難な場所においては水流潮流に逆航するものがその進路を譲らなければならない。</p>